

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正												
<p>(料金別納、料金後納及び料金計器別納)</p> <p>第45条 国際郵便に関する料金は、料金別納、料金後納及び料金計器別納とすることができます。これらの方法による料金の支払の条件については、当社が別に定める場合を除き、内国郵便約款第3章第2節第2款（料金別納）から第4款（料金計器別納）までに規定するところによります。</p> <p>(注) 当社が別に定める場合は、次のとおりとします。</p> <p>1 料金別納とする場合</p> <p>(1) 料金額が同一で、同時に10通（個）以上差し出す外国宛て郵便物は、料金別納とすることができます。ただし、次に掲げる郵便物については、これにかかわらず、料金額が同一でない場合又は10通（個）に満たない場合であっても、料金別納とすることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区別</th> <th style="text-align: center;">郵便物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 料金額が同一でない場合であっても料金別納とすることができるもの</td> <td>(1) 料金表に規定する航空優先大量郵便物、航空非優先大量郵便物又は国際eパケットライト郵便物の料金が適用されるもの (2)・(3) (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(国際特定記録の取扱い)</p> <p>第84条の2 国際特定記録は、郵便物の引受けを記録する取扱いです。</p> <p>2 国際特定記録の取扱いは、当社が別に定める条件によりこの取扱いを行う国に宛てた小形包装物について行います。</p> <p>3 (略)</p> <p>(注) 第2項の当社が別に定める条件は、次のとおりとします。</p> <p>1 料金表に規定する国際eパケットライト郵便物であること。</p> <p>2 別記13の2に掲げる国又は地域に宛てて差し出されたものであること。</p> <p>3 (略)</p> <p>料金表 第1表 通常郵便物の料金</p> <p>第1 適用</p>	区別	郵便物	1 料金額が同一でない場合であっても料金別納とすることができるもの	(1) 料金表に規定する航空優先大量郵便物、航空非優先大量郵便物又は 国際eパケットライト郵便物 の料金が適用されるもの (2)・(3) (略)	2 (略)	(略)	<p>(料金別納、料金後納及び料金計器別納)</p> <p>第45条 国際郵便に関する料金は、料金別納、料金後納及び料金計器別納とすることができます。これらの方法による料金の支払の条件については、当社が別に定める場合を除き、内国郵便約款第3章第2節第2款（料金別納）から第4款（料金計器別納）までに規定するところによります。</p> <p>(注) 当社が別に定める場合は、次のとおりとします。</p> <p>1 料金別納とする場合</p> <p>(1) 料金額が同一で、同時に10通（個）以上差し出す外国宛て郵便物は、料金別納とすることができます。ただし、次に掲げる郵便物については、これにかかわらず、料金額が同一でない場合又は10通（個）に満たない場合であっても、料金別納とすることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区別</th> <th style="text-align: center;">郵便物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 料金額が同一でない場合であっても料金別納とすることができるもの</td> <td>(1) 料金表に規定する航空優先大量郵便物、航空非優先大量郵便物又は国際エアパケット郵便物の料金が適用されるもの (2)・(3) (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(国際特定記録の取扱い)</p> <p>第84条の2 国際特定記録は、郵便物の引受けを記録する取扱いです。</p> <p>2 国際特定記録の取扱いは、当社が別に定める条件によりこの取扱いを行う国に宛てた小形包装物について行います。</p> <p>3 (略)</p> <p>(注) 第2項の当社が別に定める条件は、次のとおりとします。</p> <p>1 料金表に規定する国際エアパケット郵便物であること。</p> <p>2 別表「各地帯の名宛地域の明細表」に掲げる国又は地域に宛てて差し出されたものであること。</p> <p>3 (略)</p> <p>料金表 第1表 通常郵便物の料金</p> <p>第1 適用</p>	区別	郵便物	1 料金額が同一でない場合であっても料金別納とすることができるもの	(1) 料金表に規定する航空優先大量郵便物、航空非優先大量郵便物又は 国際エアパケット郵便物 の料金が適用されるもの (2)・(3) (略)	2 (略)	(略)
区別	郵便物												
1 料金額が同一でない場合であっても料金別納とすることができるもの	(1) 料金表に規定する航空優先大量郵便物、航空非優先大量郵便物又は 国際eパケットライト郵便物 の料金が適用されるもの (2)・(3) (略)												
2 (略)	(略)												
区別	郵便物												
1 料金額が同一でない場合であっても料金別納とすることができるもの	(1) 料金表に規定する航空優先大量郵便物、航空非優先大量郵便物又は 国際エアパケット郵便物 の料金が適用されるもの (2)・(3) (略)												
2 (略)	(略)												

<p>1～4 (略)</p> <p>5 小形包装物の料金</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる条件を満たす小形包装物は、「国際eパケットライト郵便物」といい、第2の2(3) (国際eパケットライト郵便物の料金)に規定する料金を適用します。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 小形包装物の料金</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる条件を満たす小形包装物は、「国際エアパケット郵便物」といい、第2の2(3) (国際エアパケット郵便物の料金)に規定する料金を適用します。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>6 (略)</p>
<p>第2 料金額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 印刷物及び小形包装物の料金</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 国際eパケットライト郵便物の料金</p> <p>国際eパケットライト郵便物の料金は、(2)のアの表に規定する料金額に、第6表第2(料金額)に規定する国際特定記録郵便料の料金を加えた額とします。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第2 料金額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 印刷物及び小形包装物の料金</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 国際エアパケット郵便物の料金</p> <p>国際エアパケット郵便物の料金は、(2)のアの表に規定する料金額に、第6表第2(料金額)に規定する国際特定記録郵便料の料金を加えた額とします。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第2表 通常郵便物の料金割引</p> <p>第1 適用</p> <p>通常郵便物(盲人用郵便物並びに低料印刷物、国際eパケットライト郵便物、航空優先大量郵便物及び航空非優先大量郵便物の料金が適用されるものを除きます。以下この第1において同じとします。)の料金については、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより割引をします。この場合において、1及び2のいずれも満たすものについては、割引率のいずれか高い方の条件を満たすものとみなします。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第2 料金割引率 (略)</p> <p>別記4 CN22の様式</p>	<p>第2表 通常郵便物の料金割引</p> <p>第1 適用</p> <p>通常郵便物(盲人用郵便物並びに低料印刷物、国際エアパケット郵便物、航空優先大量郵便物及び航空非優先大量郵便物の料金が適用されるものを除きます。以下この第1において同じとします。)の料金については、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより割引をします。この場合において、1及び2のいずれも満たすものについては、割引率のいずれか高い方の条件を満たすものとみなします。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第2 料金割引率 (略)</p> <p>別記4 CN22の様式</p>

※追跡用バーコードでは
ありません
This barcode is NOT for tracking.



UA 000 000 000 JP

税関告知書
CUSTOMS
DECLARATION

職権により開封されることがあります。
May be opened officially

CN22

Designated operator
JAPAN

Gift 贈物	Commercial sample 商品見本
Documents 書類	Returned goods 返送品
Sale of goods 販売品	Other (please specify) その他(具体的に記載): _____

内容品の数量及び詳細な記載 Quantity and detailed description of contents	正味重量 Net weight	価格及び通貨 Value and currency	HSコード HS tariff number	原産国 Country of origin

合計重量 Total weight (in kg)

合計価格 Total value

私は、この税関告知書の記載事項に誤りがなく、また、この郵便物の中に危険物品、法令により禁止された物品又は郵便若しくは通関に関する規則により禁止された物品を封入していないことを証明します。
I, the undersigned, whose name and address are given on the item, certify that the particulars given in this declaration are correct and that this item does not contain any dangerous article or articles prohibited by legislation or by postal or customs regulations
署名及び署名日付 Date and sender's signature

105

74

(表示した寸法の単位はミリメートル)

備考

1～3 (略)

※追跡用バーコードでは
ありません
This barcode is NOT for tracking.



UA 000 000 000 JP

税関告知書
CUSTOMS
DECLARATION

職権により開封されることがあります。
May be opened officially

CN22

Designated operator
JAPAN

Gift 贈物	E-commerce goods ネット販売品(通販)
Documents 書類	Returned goods 返送品
Commercial goods 商用物品(BtoB)	Other (please specify) その他(具体的に記載): _____

内容品の数量及び詳細な記載 Quantity and detailed description of contents	正味重量 Net weight	価格及び通貨 Value and currency	HSコード HS tariff number	原産国 Country of origin

合計重量 Total weight (in kg)

合計価格 Total value

私は、この税関告知書の記載事項に誤りがなく、また、この郵便物の中に危険物品、法令により禁止された物品又は郵便若しくは通関に関する規則により禁止された物品を封入していないことを証明します。
I, the undersigned, whose name and address are given on the item, certify that the particulars given in this declaration are correct and that this item does not contain any dangerous article or articles prohibited by legislation or by postal or customs regulations
署名及び署名日付 Date and sender's signature

105

74

(表示した寸法の単位はミリメートル)

備考

1～3 (略)

別記13の2 国際特定記録の取扱いを行う国又は地域

地帯	国又は地域
第1地帯	大韓民国、台湾、中華人民共和国
第2地帯	インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス
第3地帯	<p>1 オセアニア地域 オーストラリア、キリバス、クック、サモア、ツバル、ニュー・カレドニア、 ニュージーランド、バヌアツ、フィジー、仏領ポリネシア</p> <p>2 北アメリカ カナダ、メキシコ</p> <p>3 中近東地域 アラブ首長国連邦、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、ク エート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノン</p> <p>4 ヨーロッパ アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、 ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、 カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、 ジブラルタル、ジャージー、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、 スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリ ー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ ヘルツェゴビナ、ポルトガル（アゾレス諸島及びマデイラ諸島を含みます。）、 マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク</p>
第4地帯	アメリカ合衆国及びアメリカ合衆国の海外領土（グアム、ウェーキ、北マリアナ諸島、ミッドウェイ諸島、米領サモア、プエルト・リコ、米領ヴァージン諸島）
第5地帯	<p>1 アフリカ アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、 ガンビア、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、シエラレ オネ、ジブチ、ジンバブエ、セネガル、タンザニア、チュニジア、トーゴ、ナ イジェリア、ベナン、マダガスカル、南アフリカ共和国、モーリシャス、モー リタニア、モザンビーク、モロッコ、リベリア、ルワンダ、レユニオン</p> <p>2 中央アメリカ及び西インド諸島 エルサルバドル、ガドループ、キューバ、コスタリカ、ジャマイカ、ドミニカ 共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、ホンジュラス、マルチ ニーク</p> <p>3 南アメリカ アルゼンチン、エクアドル、コロンビア、チリ、ブラジル、ベネズエラ、ペル 二</p>

別記13の2 削除

附 則（2026年5月15日 2026-日国郵第0045号）

この改正規定は、2026年6月1日から実施します。